

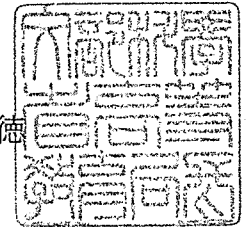


元文科高第568号
令和元年10月16日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各国公立大学長
各公立短期大学長
各国公立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

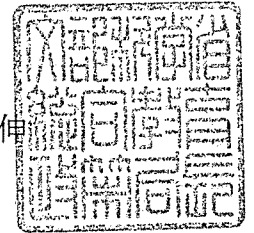
殿

文部科学省高等教育局長
伯井美徳



(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
浅田和伸



(印影印刷)

令和元年台風第19号に伴う学生・生徒のボランティア活動について（通知）

今後、今般の令和元年台風第19号に係る災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生・生徒が出てくることを見込まれます。

学生・生徒が、大学等（高等専門学校・専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生・生徒の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する学生・生徒が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生・生徒への指導等をよろしくお願い申し上げます。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、学生・生徒がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与すること等ができること。

また、専修学校の高等課程又は専門課程にあつては、当該ボランティア活動自体を、当該高等課程及び専門課程の授業科目の履修とみなすことができること。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など学生・生徒の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生・生徒に対し、避難情報等を把握した上で活動に参加するよう十分な注意を促すとともに、事前に安全管理の徹底やボランティア保険等（参考「学生ボランティア活動に関わる保険の例」参照）への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

なお、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）において、ボランティア活動を正規の教育活動に位置づけ、教育計画に基づく適切な指示や指導の下に参加する場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）が実施する災害共済給付の対象となり得るが、その具体的な適用に関する疑義等については、必要に応じてJSCに照会すること。

<御参考>

TEAM防災ジャパン（内閣府政策統括官（防災担当））のホームページ
<https://bosaijapan.jp/heavyrain-volunteer-20180713/>
上記ホームページのQRコードはこちらです。



【担 当】

<大学について>

(ボランティア活動のための修学上の配慮について)

高等教育局大学振興課法規係 電話：03-5253-4111 (内線2493)

(ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供について)

高等教育局学生・留学生課厚生係 電話：03-5253-4111 (内線2519)

<高等専門学校について>

高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話：03-5253-4111 (内線2077)

<専修学校・各種学校について>

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

電話：03-5253-4111 (内線2915)

<災害共済給付について>

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111 (内線2966)

学生等のボランティア活動に関わる保険の例（令和元年度時点）

①学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）

【(公財)日本国際教育支援協会】

大学が窓口（※賛助会員の大学・短期大学・大学院に在籍する学生が対象）

保険金支払いの対象となるケガ

…大学で正課、学校行事又は課外活動（クラブ活動）として位置づけたボランティア活動中の事故によって被ったもの

学研災（Aタイプの場合）

- ・保険料 昼間部650円・夜間部100円（1年間）
- ・医療保険金（熱中症等） 活動内容及び治療日数に応じて3,000円～30万円
- ・入院加算金 入院1日につき4,000円

※大学で上記の位置づけがないボランティア活動でのケガは、学研災付帯学生生活総合保険（「付帯学総」）の補償範囲

- ・保険期間 4年間
- ・保険料 36,790円～49,130円程度（タイプによる）
- ・保険金 入院・通院の治療費用実費

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/daigaku.htm>

②社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人のボランティア活動での事故に対応

- ・保険期間 1年間（毎年度4. 1～翌年3. 31）
- ・年間保険料
 - 基本タイプAプラン 350円
 - Bプラン 510円
- ・保険金（死亡・後遺障害）
 - 基本タイプAプラン 1,040万円
 - Bプラン 1,400万円

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_activities.html

③スポーツ安全保険

【(公財)スポーツ安全協会】

加入手続きを行った4名以上のボランティア団体での団体活動中の事故を補償対象

- ・保険期間 1年間（毎年度4. 1～翌年3. 31）
- ・年間保険料 800円
- ・保険金 死亡2,000万円、後遺障害3,000万円（最高）

<http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>